

まち・ひと・しごと創生

佐井村人口ビジョン

(2020年改訂版)

令和2年2月

青森県佐井村

目 次

はじめに	1
I. 本村人口の現状	
1. 人口推移	
(1) 総人口・年齢3区分別人口	2
(2) 自然増減	3
(3) 社会増減	5
(4) 自然増減と社会増減が総人口に与えてきた影響	7
2. 将来推計人口の分析	
(1) 人口減少段階	8
(2) 人口減少率	10
(3) 農山漁村地域の特徴	10
3. 「人口減少」が経済社会に与える影響	
(1) 総人口・年齢3区分別人口	12
(2) 労働力人口の減少	15
II. 本村人口の将来展望	
1. 今後の基本的視点	
(1) 三つの基本的視点	16
2. 人口の将来展望	
(1) 総人口	17
(2) 年齢3区分別人口	18
おわりに.....	20

はじめに

人口ビジョンとは、地域の人口の現状を分析し、人口に関する認識を住民と共有し、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。また、総合戦略において、地方創生の実現に向け、効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられるものであり、国が平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定したのを受け、佐井村では、平成 27（2015）年 10 月に「まち・ひと・しごと創生佐井村人口ビジョン（以下「佐井村人口ビジョン」という。）」を策定しました。

その後、平成 30（2018）年に、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）から「日本の地域別将来推計人口」が公表され、この推計によると、令和 42（2060）年における佐井村の人口は 471 人と推計されており、平成 27（2015）年 10 月に策定した佐井村人口ビジョンに掲げる目標人口 856 人に対し、385 人の大幅な差が生じています。また、佐井村人口ビジョンの基礎データである社人研の平成 25（2013）年 3 月推計における推計人口 733 人と比較すると、262 人の差が生じており、人口減少スピードが加速しています。

このような状況から、改めて本村の人口の現状把握及び人口減少に関する認識並びに目指すべき将来の方向を村民のみなさんと共有するため、最新の統計値等に基づき改訂を行うものです。

目指すべき将来人口については、平成 27（2015）年 10 月に策定した「まち・ひと・しごと創生佐井村地域創生総合戦略（以下「第 1 期佐井村総合戦略」という。）」期間の人口動向、目標推計人口に対する実人口及び合計特殊出生率の仮定値に対する実績値にかい離が生じている状況などを総合的に勘案すると、今後、第 1 期佐井村総合戦略等に基づく取組みを推進したとしても、現状の目標人口とのかい離を挽回するだけの急激かつ大幅な変化が期待できる状況にはないと考えられます。

そのため、第 2 期佐井村総合戦略の策定を機に、施策の方向性、人口動態など現時点での最新情報に基づき、現実的かつ合理的な目標人口を再設定する必要があると判断し、改めて本村人口の将来展望を行っています。

今回改訂する「佐井村人口ビジョン」により、人口問題に関して村民と共通の認識の下、佐井村の地域創生、村の将来の在り方などについて、村民の議論がより一層深まることを心から期待するものであります。

I 本村人口の現状

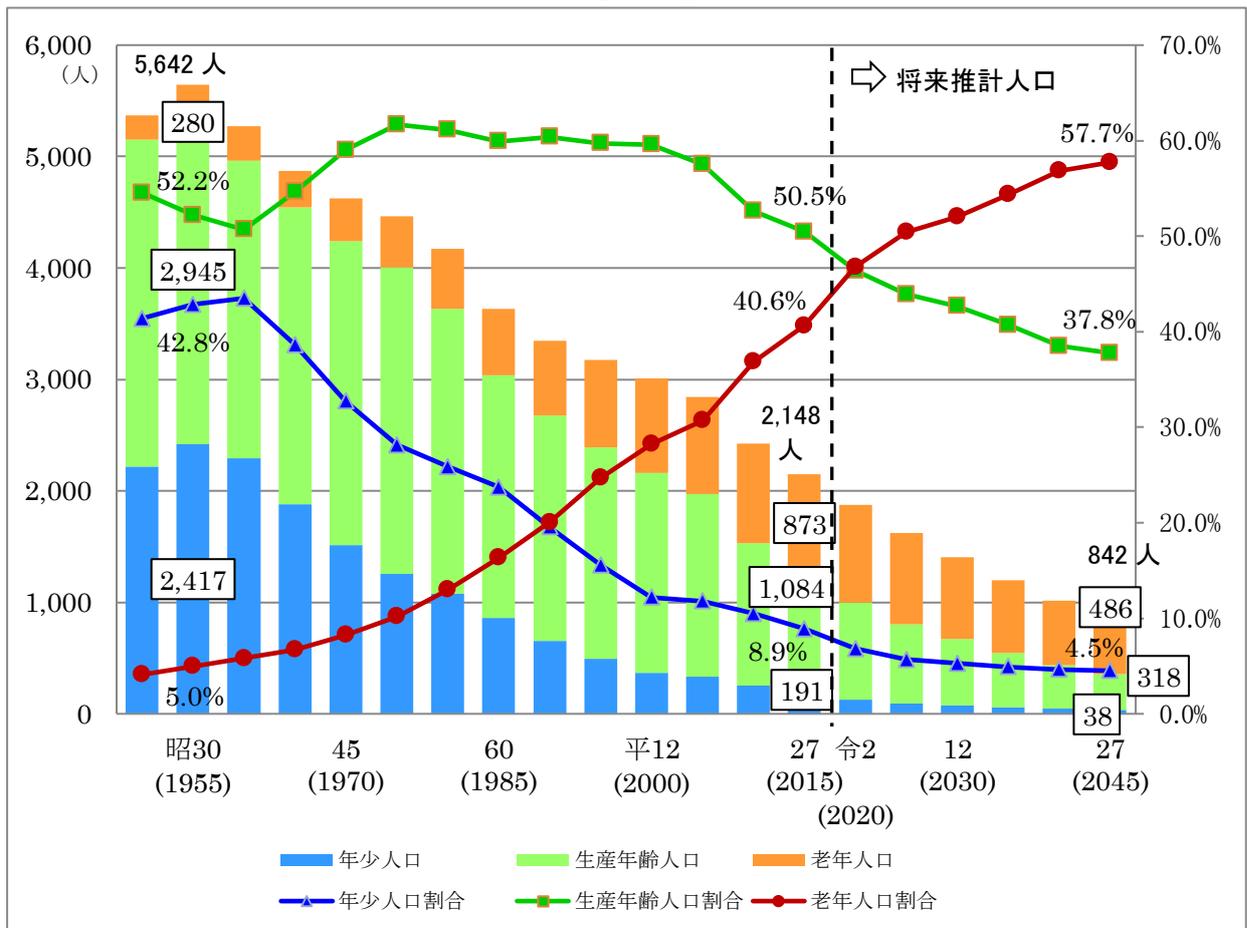
1. 人口推移

(1) 総人口・年齢3区分別人口

本村の人口は、昭和 30（1955）年の 5,642 人をピークに減少傾向が続いており、平成 27（2015）年国勢調査では 2,148 人と、前回調査と比較して 274 人、11.3%の減となり、減少幅は縮小しているものの依然としてその傾向が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 27（2045）年の本村人口は 842 人と推計されています。年齢 3 区分別人口では、15 歳未満の年少人口の割合は平成 2（1990）年に 65 歳以上の老年人口の割合を下回る一方で、老年人口は、生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均余命が延びたことから、一貫して増加を続けていますが、令和 2（2020）年から減少に転じるものの、総人口に占める割合では令和 27（2045）年の 57.7%をピークに減少に転じていくと推計されています。（図 1）

図 1 人口の推移（佐井村）



資料) 総務省「国勢調査」

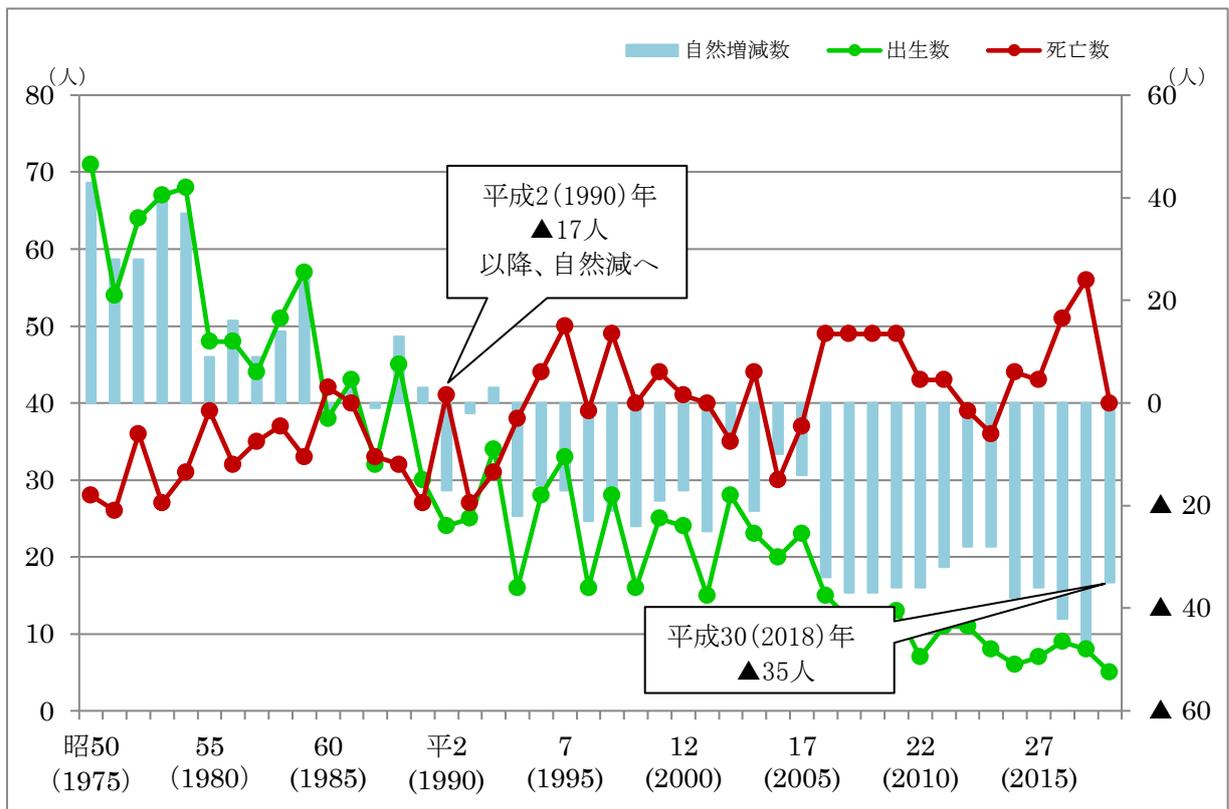
国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口（平成 30（2018）年 3 月推計）」

(2) 自然増減

① 自然増減の推移

本村の自然増減の推移としては、出生世代の流出等と出生率低下が重なり、減少傾向が依然として続いています。一方、死亡数は老年人口の増加を反映して増加し、平成2(1990)年以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」に転じ、以降、その傾向が続いています。(図2)

図2 自然増減(昭和50~平成30年、佐井村)

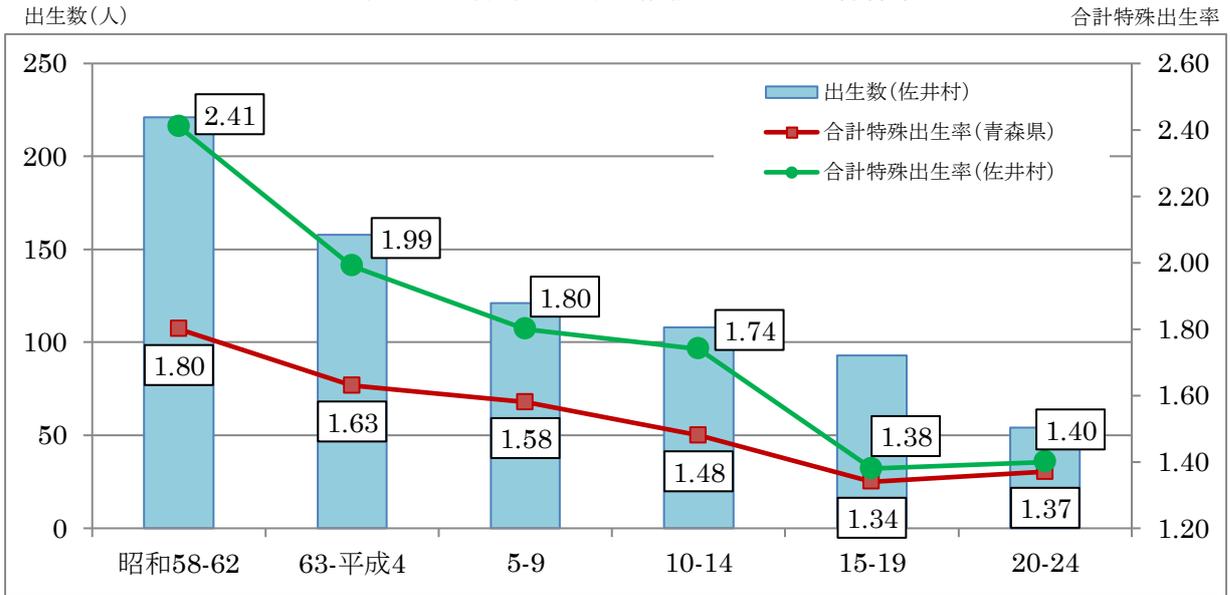


資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

② 出生数と合計特殊出生率などの推移

本村の合計特殊出生率は、平成15(2003)年-平成19(2007)年の1.38を底に上昇し、平成20(2008)年-平成24(2012)年は前期から0.02ポイント増加の1.40と、近年は若干の増加傾向にあります。(次頁図3)

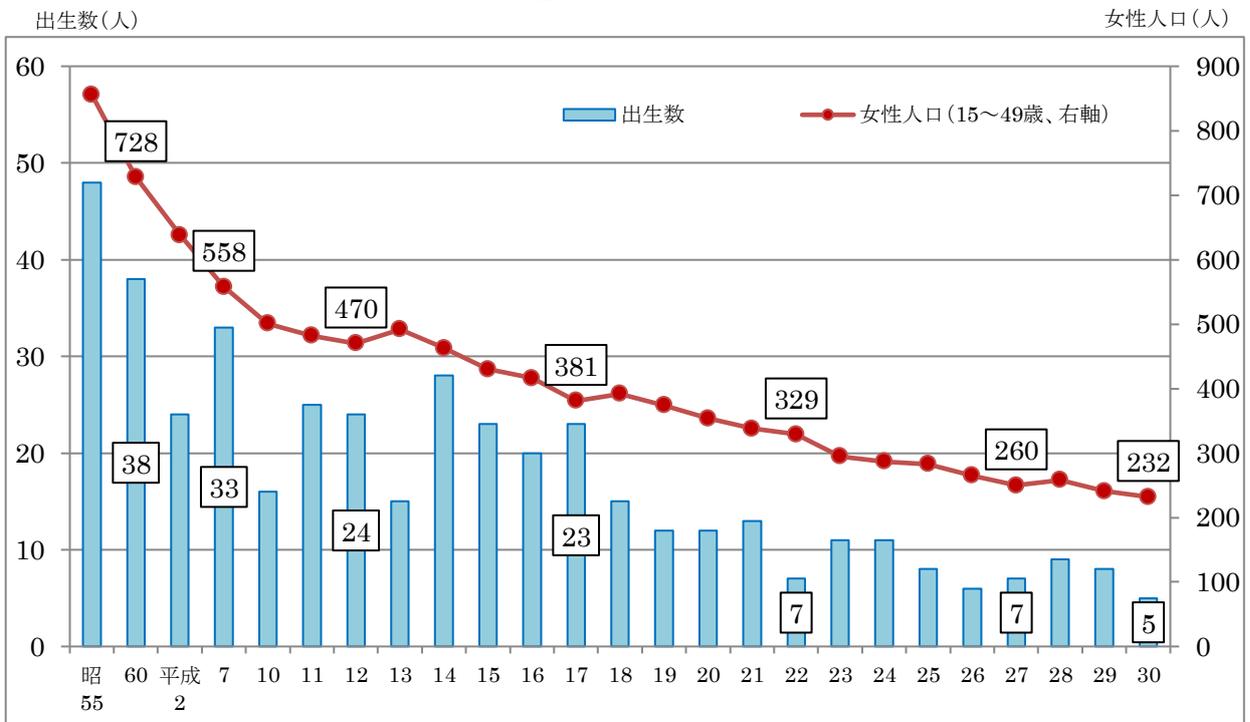
図3 出生数と合計特殊出生率の推移（佐井村、青森県）



資料) 厚生労働省「人口動態統計」

ただし、出生数は、15～49歳の女性人口が減少していることもあって減少傾向に変わりはなく、平成15（2003）年に初めて400人を下回ってからも減少が続いており、平成30（2018）年は232人となっています（図4）

図4 出生数・女性人口（15～49歳、青森県）



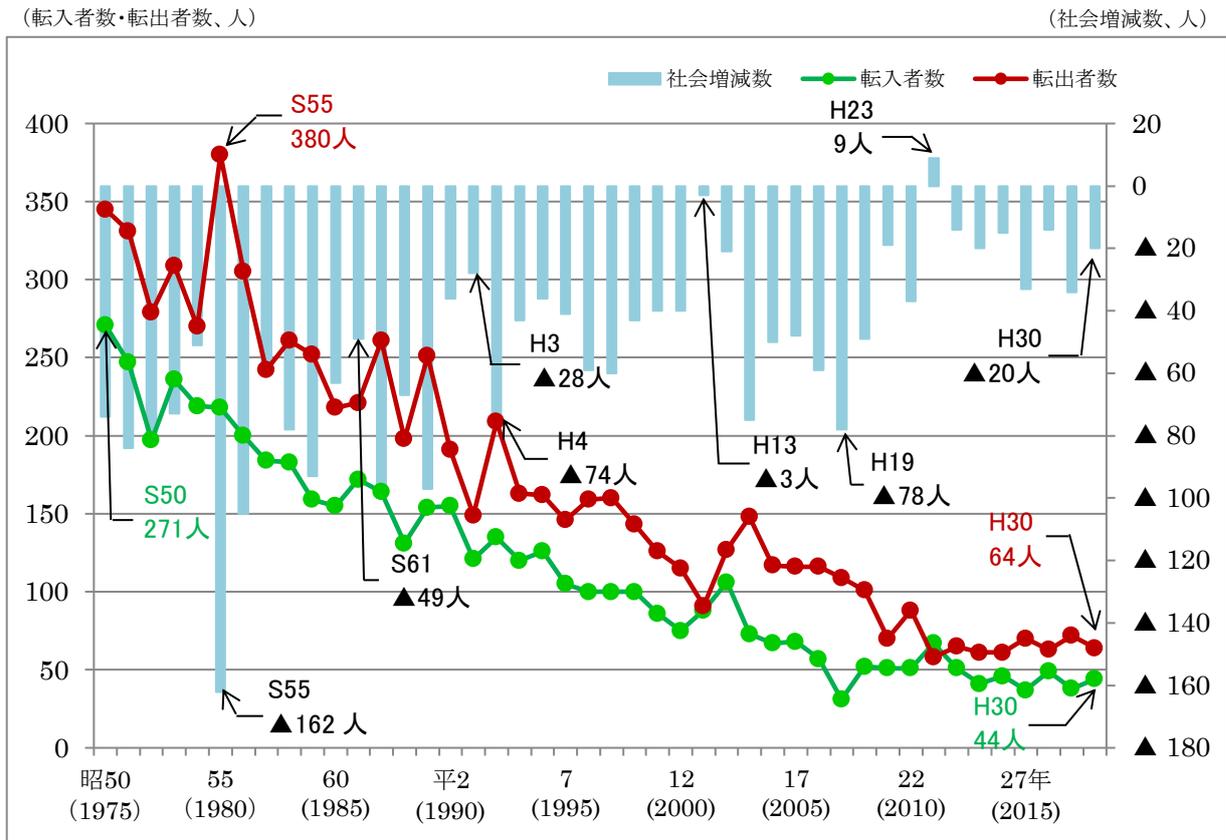
資料) 総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」、「青森県「人口移動統計調査」

(3) 社会増減

① 社会増減の推移

本村の社会増減の推移としては、昭和 50（1980）年代まで 3 桁台の社会減を続けてきたものの、平成元（1990）年以降からは 2 桁台へと減少しています。これは単に総人口が減少していることが要因で、基本的な「社会減」の流れは依然として続いています。（図 5）

図 5 社会増減（昭和 50～平成 30 年、佐井村）



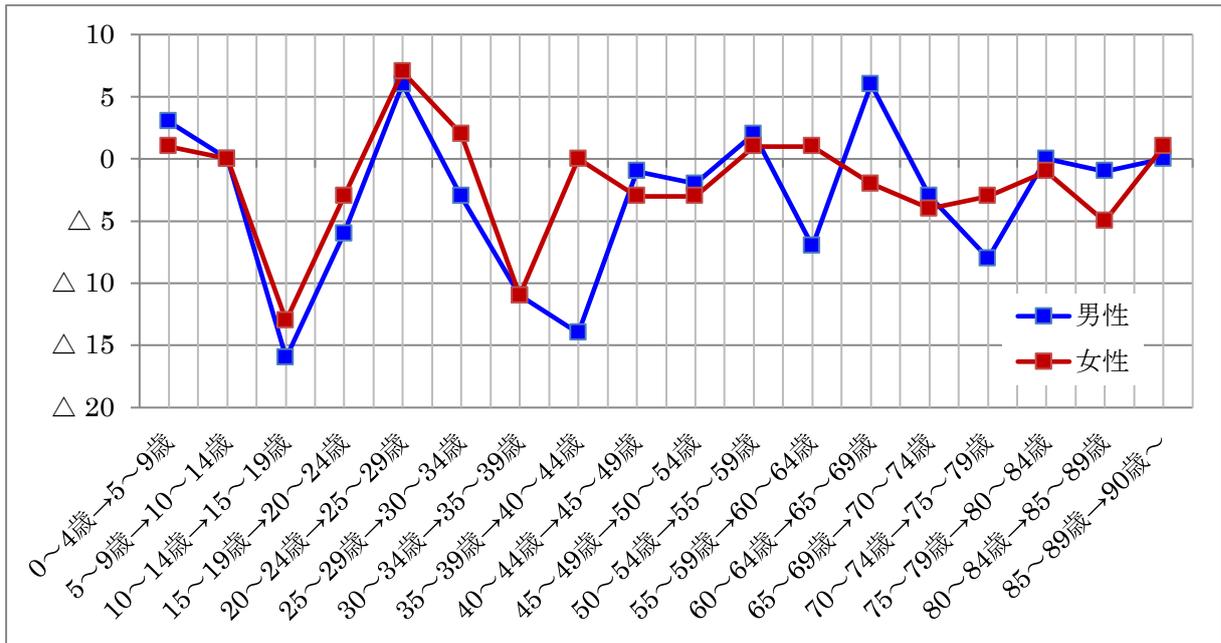
資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

② 年齢階級別の社会増減

本村の年齢階級別の人口移動の状況を見ると、10～14歳が15～19歳になるときで大幅な転出超過となっており、これは高等学校や大学などへの進学、就職などに伴う転出の影響によるもの、更に30歳台が40歳台前半になるときで大幅な転出超過が見られるのは、転居を伴う転勤や婚姻等によるものが主な要因として考えられます。

また、男女ともに20～24歳が25～29歳になるときに見られる転入超過は、他市町村からのUターンによるものと考えられます。（次頁図6）

(人) 図6 年齢階級別の社会増減数（平成22年～27年、佐井村）

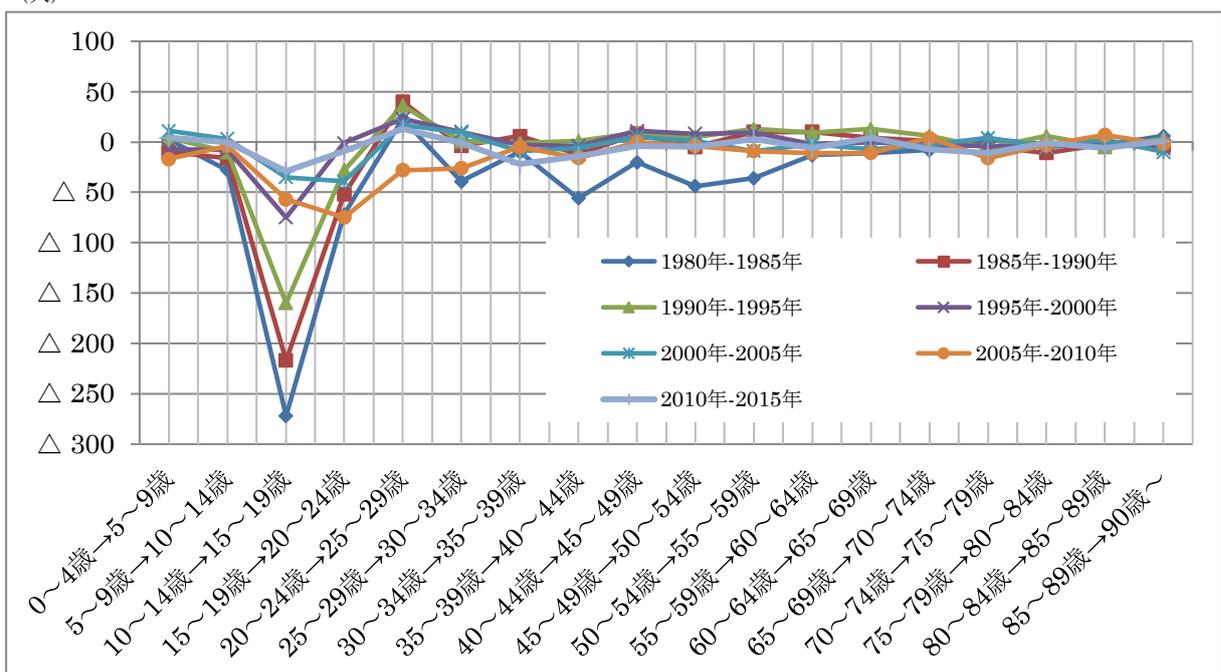


資料) 総務省「国勢調査」

年齢階級別の人口移動の長期的動向の状況を見ると、男女ともに平成17(2005)年～平成22(2010)年に一度転出超過となった年以外は、20歳代は全て転入超過となっており、これはこれらの年代層の本村へのUターン思考が強いことが考えられます。

また、10～14歳が15～19歳になるときに見られる長期的な転出超過の動きは、本村から通学できる範囲の高等教育機関(高等学校を含む。)が限られていることから、他地域への転出を伴う進学によるものと考えられます。(図7)

(人) 図7 年齢階級別の社会増減数（昭和55年～平成27年、佐井村）



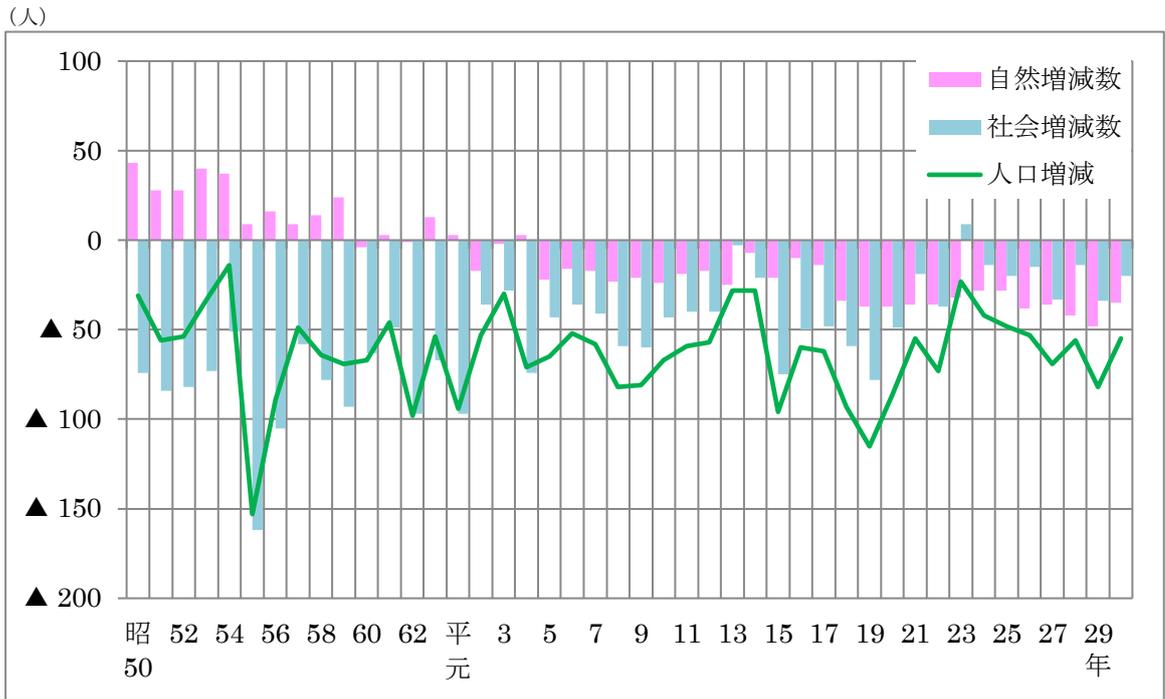
資料) 総務省「国勢調査」

(4) 自然増減と社会増減が総人口に与えてきた影響

本村では、安定した自然増を背景に昭和 20（1950）年代後半までは人口が増加していましたが、昭和 30（1955）年の 5,642 人をピークに社会減少数が自然増加数を上回ったことで人口減少に転じ、以後、一貫して減少傾向が続いています。

平成 2（1990）年以降は、「自然減」の時代に入ったため、「社会減」と併せて、今なお人口減少局面を脱出できない状態が続いており、今後の動向を注視する必要があります。（図 8）

図 8 自然増減と社会増減が総人口に与えてきた影響（佐井村）



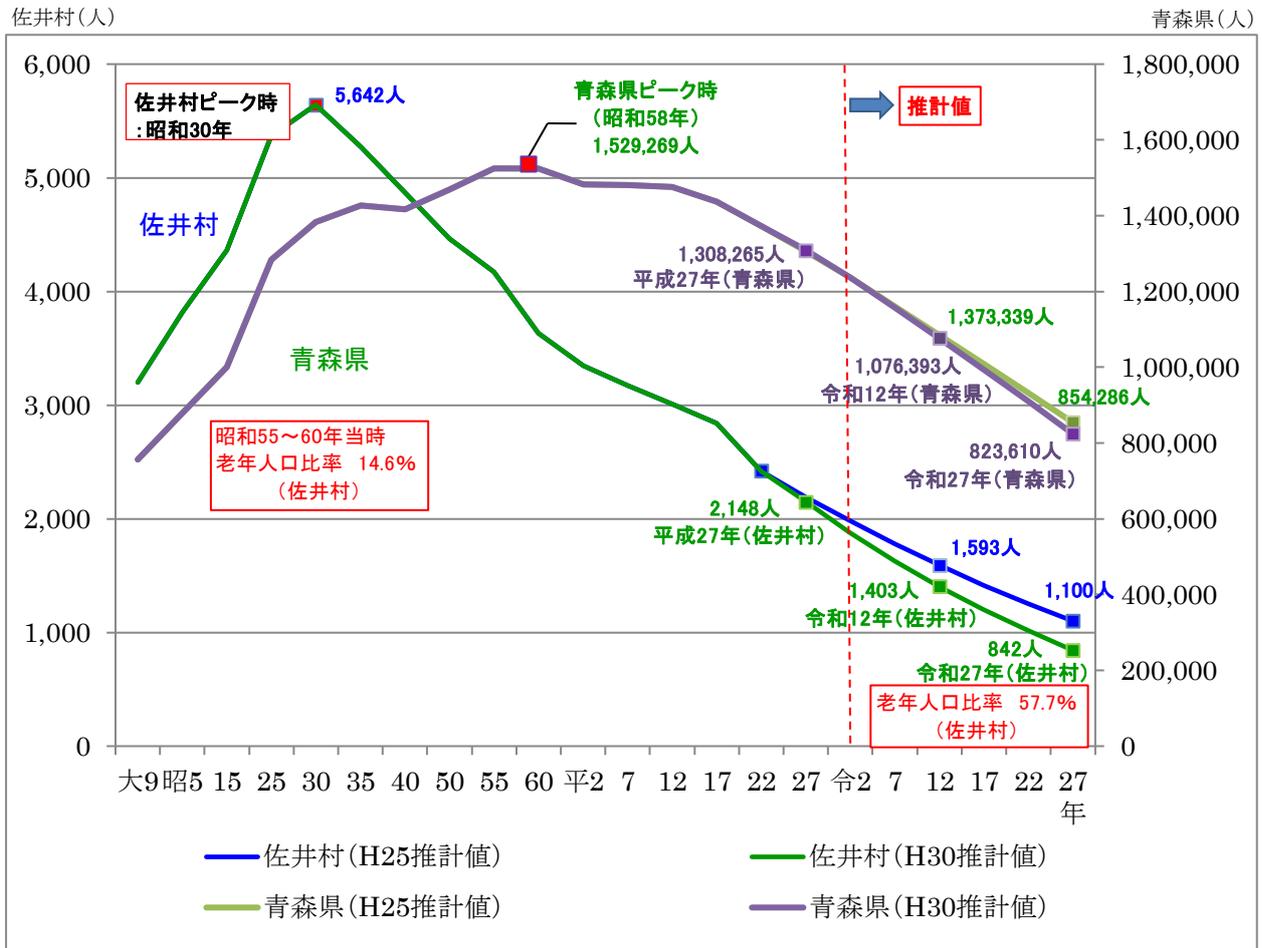
資料) 青森県「人口移動統計調査」

2. 将来推計人口の分析

本村の総人口は、全国よりも53年、青森県よりも28年早く、昭和30年（1955年）にピークを迎え、以降、全国よりも早いペースで減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」によると、令和27（2045）年には現在から約60%減の842人にまで減少すると見込まれており、老年人口比率が50%を超える一方で年少人口比率及び生産年齢人口比率が減少すると見込まれるため、経済や地域活動などにおける担い手不足など、社会経済に与える悪影響が懸念されます。

改定前の佐井村人口ビジョンと比較すると本改訂版の推計と令和27（2045）年時点で258人の差が生じています。この要因としては、合計特殊出生率の上昇幅が、改訂前の仮定ほど伸びていないことに加え、平成27（2015）年以降、特に若い世代の転出超過率が上昇しており、本村に定着する人口につながっていることが挙げられます。（図9）

図9 総人口の長期推移・将来推計（佐井村）



資料) 総務省「国勢調査」

平成27年以降の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

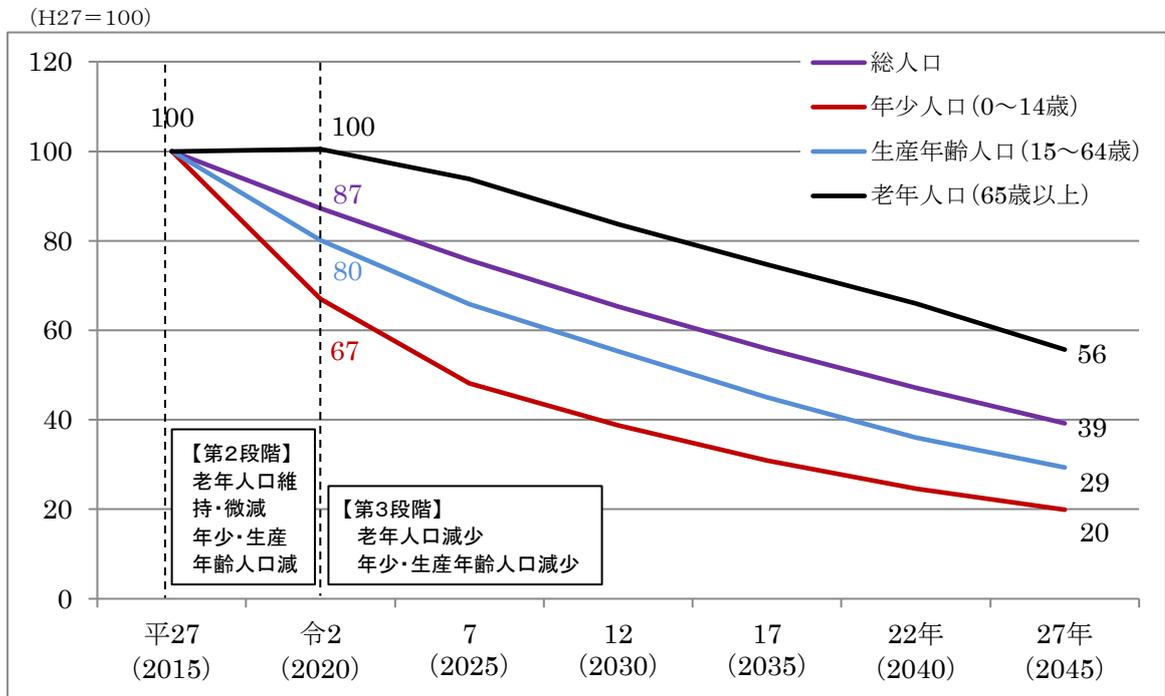
(1) 人口減少段階

人口減少は年齢構成の構造変化を伴いながら進んでいくことから、段階に分けて現状と今後の見通しをみていくこととします。

「人口減少段階」は、若年人口は減少するが、老年人口は増加する「第1段階」、若年人口の減少が加速化するとともに、老年人口が維持から微減へと転じる「第2段階」、若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく「第3段階」の3つの段階を経て進行するとされています。

このうち、本村は現在、「人口減少段階」の第2段階に該当していますが、令和2(2020)年から若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく「第3段階」に移っていきます。(図10、表1)

図10 人口減少の段階(佐井村)



資料) 国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」から佐井村作成

表1 「人口減少段階」別・人口規模別の市町村数の状況(平成27(2015)年、青森県)

人口規模(2015年)		第1段階	第2段階	第3段階	合計
人口規模	10万人~	3 (7.5%)	—	—	3 (7.5%)
	3万人~10万人	7 (17.5%)	—	—	7 (17.5%)
	1万人~3万人	14 (35.0%)	2 (5.0%)	—	16 (40.0%)
	5千人~1万人	4 (10.0%)	3 (7.5%)	—	7 (17.5%)
	~5千人	5 (12.5%)	2 (5.0%)	—	7 (17.5%)
合計		33 (82.5%)	7 (17.5%)	—	40 (100%)

※平成27(2015)年と令和2(2020)年の高齢人口の変化をもとに段階を区分している。

(2) 人口減少率

本村の平成 27 (2015) 年～令和 27 (2045) 年の人口減少率は 39.2%と見込まれています。

県内で見ると同期間で 10～20%の人口減少にとどまるのは 1 町、20～30%の人口減少が 3 市町、30～40%の人口減少が 8 市町村、40%以上の人口減少が 28 市町村と見込まれています。

本村のような都市部から遠い農山漁村地域で減少率が大きい傾向にあります。(表 2)

表 2 人口増減状況別の市町村数と市町村別総人口指数 (2015=100、青森県)

2015 年を 100 とした指数	令和 7 (2025) 年		令和 17 (2035) 年		令和 27 (2045) 年	
	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合
100 超	—	—	—	—	—	—
90～100	6	15.0%	1	2.5%	—	—
80～90	21	52.5%	3	7.5%	1	2.5%
70～80	13	32.5%	15	37.5%	3	7.5%
60～70	—	—	11	27.5%	8	20.0%
60 以下	—	—	10	25.0%	28	70.0%
うち 50 以下	—	—	1	2.5%	16	40.0%
全体	40	100.0%	40	100.0%	40	100.0%

資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 (2018) 年 3 月推計)」

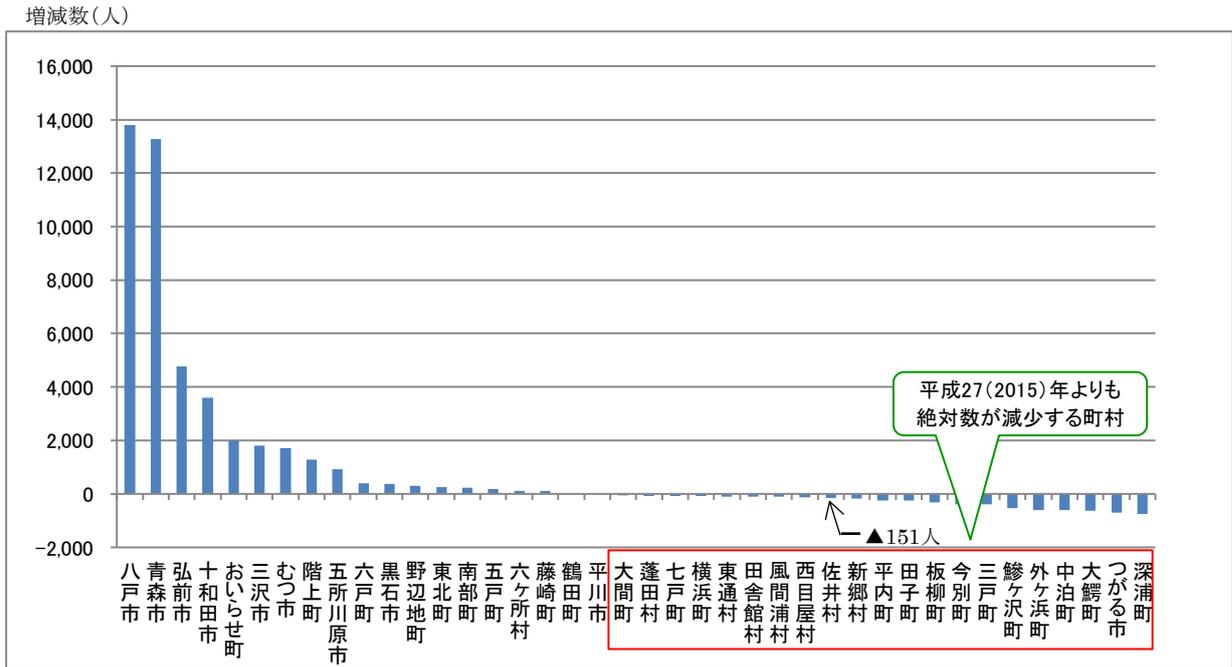
(3) 農山漁村地域の特徴

青森県の総人口の「減少率」は本村を含めた農山漁村地域で大きくなっているものの、将来の 75 歳以上人口の増加数を「絶対数」で見ると、そのほとんどは都市部に集中します。(次頁図 11)

このことは、各種高齢者向けサービスを拡充しなければならないのは、町村を中心とする農山漁村地域よりも、都市部の方であることを示唆するものです。

本村を含めた農山漁村地域では、老年人口の増加は既にピークを迎えつつあるため、人口減少克服に向けた将来的な対策としては、若者世代の受け入れや出生数の増加といった「少子化対策」を中心に進めていかなければならないということが言えます。

図 11 老年人口（75歳以上）の増減数（平成27（2015）年～令和27（2045）年）



資料) 国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」

3. 「人口減少」が経済社会に与える影響

(1) 総人口・年齢3区分別人口

総務省が全国の過疎地域市町村に対して行ったアンケート調査「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」によると、東北圏では集落機能の維持状況が「良好」な状態となっている市町村が 89.5%を占めるなど、全体として集落機能が今のところ維持されています。

一方、全国ベースでみた集落規模別の状況では、人口規模が概ね 49 人以下、世帯規模が概ね 29 世帯以下の集落で機能の低下がみられ、特に人口規模で 24 人以下、世帯規模で 9 世帯以下の集落では、「機能低下」及び「機能維持困難」の割合が 40%を超える状況となっています。(表 3①、②)

また、本村における集落規模の状況は、表 3③のとおりとなっています。

表 3① 地方ブロック・集落機能の維持状況別の集落数
(全国調査)

	集落機能の維持状況				計
	良好	機能低下	機能維持困難	無回答	
北海道	3,250 83.8%	438 11.3%	163 4.2%	25 0.6%	3,876 100.0%
東北圏	13,082 89.5%	1,327 9.1%	186 1.3%	23 0.2%	14,618 100.0%
首都圏	1,992 82.2%	269 11.1%	162 6.7%	0 0.0%	2,423 100.0%
北陸圏	1,547 85.4%	176 9.7%	89 4.9%	0 0.0%	1,812 100.0%
中部圏	2,831 72.5%	793 20.3%	237 6.1%	43 1.1%	3,904 100.0%
近畿圏	2,399 75.7%	524 16.5%	236 7.4%	9 0.3%	3,168 100.0%
中国圏	10,081 78.8%	2,039 15.9%	582 4.5%	92 0.7%	12,794 100.0%
四国圏	5,234 72.9%	1,272 17.7%	664 9.3%	7 0.1%	7,177 100.0%
九州圏	13,056 84.9%	1,732 11.3%	480 3.1%	117 0.8%	15,385 100.0%
沖縄県	249 88.0%	31 11.0%	0 0.0%	3 1.1%	283 100.0%
合計	53,721 82.1%	8,601 13.1%	2,799 4.3%	319 0.5%	65,440 100.0%

出典) 総務省「過疎地域等の条件不利地域における集落の現況把握調査報告書」
(平成 28 (2016) 年 3 月)

※本調査での「集落機能」

- ・資源管理機能 (水田や山林などの地域資源の維持保全に係る集落機能)
- ・生産補完機能 (農林水産業等の生産に際しての草刈り、道普請などの相互扶助機能)
- ・生活扶助機能 (冠婚葬祭などの日常における相互扶助機能)

表3② 集落規模別・集落機能の維持状況別の集落数
(全国調査)

		集落機能の維持状況				
		良好	機能低下	機能維持困難	無回答	計
人口規模	9人以下	555 24.2%	655 28.6%	1,068 46.6%	13 0.6%	2,291 100.0%
	10～24人	3,267 53.9%	1,909 31.5%	854 14.1%	29 0.5%	6,059 100.0%
	25～49人	8,606 75.5%	2,250 19.7%	484 4.2%	54 0.5%	11,394 100.0%
	50～99人	13,742 86.7%	1,816 11.5%	223 1.4%	77 0.5%	15,858 100.0%
	100～199人	13,424 91.2%	1,135 7.7%	102 0.7%	65 0.4%	14,726 100.0%
	200～499人	9,911 93.8%	592 5.6%	40 0.4%	25 0.2%	10,568 100.0%
	500～999人	2,587 94.5%	133 4.9%	14 0.5%	4 0.1%	2,738 100.0%
	1000人以上	1,023 93.4%	64 5.8%	3 0.3%	5 0.5%	1,095 100.0%
世帯規模	9世帯以下	3,010 44.9%	2,004 29.9%	1,667 24.8%	30 0.4%	6,711 100.0%
	10～19世帯	8,726 73.5%	2,490 21.0%	611 5.1%	50 0.4%	11,877 100.0%
	20～29世帯	7,991 84.0%	1,263 13.3%	219 2.3%	35 0.4%	9,508 100.0%
	30～49世帯	10,791 88.8%	1,177 9.7%	138 1.1%	50 0.4%	12,156 100.0%
	50～99世帯	11,585 91.5%	934 7.4%	82 0.6%	54 0.4%	12,655 100.0%
	100～199世帯	6,389 93.6%	387 5.7%	40 0.6%	9 0.1%	6,825 100.0%
	200～499世帯	3,177 93.8%	187 5.5%	16 0.5%	7 0.2%	3,387 100.0%
	500世帯以上	779 94.3%	42 5.1%	2 0.2%	3 0.4%	826 100.0%
合計		53,721 82.1%	8,601 13.1%	2,799 4.3%	319 0.5%	65,440 100.0%

表3③各集落規模の状況
(佐井村)

川目 (52人)、長後 (65人)
原田 (194人)、矢越 (156人) 磯谷 (115人)、福浦 (102人) 牛滝 (105人)
古佐井 (564人) 大佐井 (607人)
川目 (25世帯) 長後 (24世帯)
福浦 (42世帯) 牛滝 (47世帯)
矢越 (65世帯) 磯谷 (54世帯)
原田 (105世帯)
古佐井 (287世帯) 大佐井 (295世帯)

出典) 総務省「過疎地域等の条件不利地域における集落の現況把握調査報告書」(平成28(2016)年3月)

資料) 佐井村「住民基本台帳」

令和2(2020)年1月1日現在

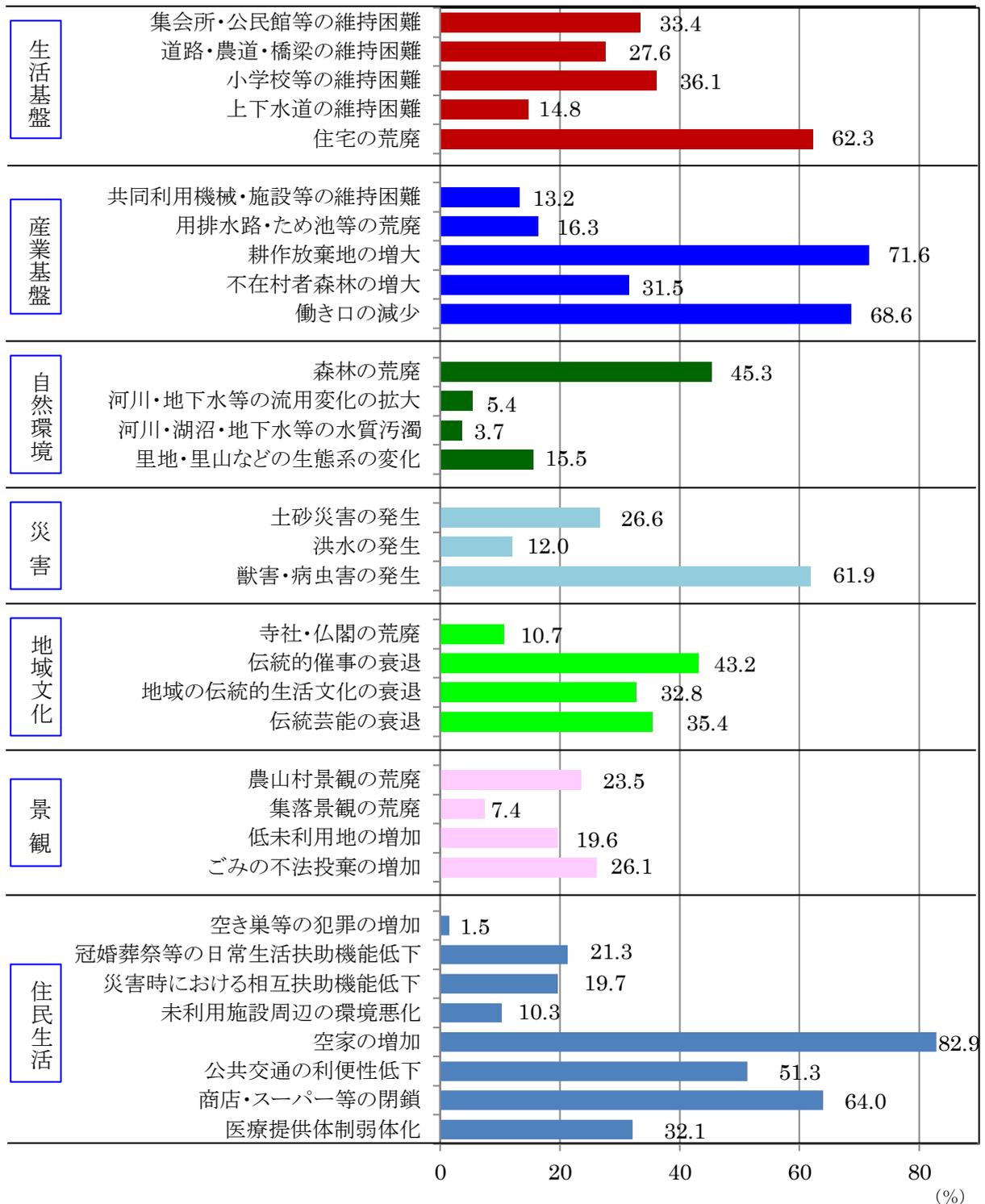
- ※1. 合計には無回答を含むため、集落機能の状況別の合計とは一致しない。
- ※2. 赤字は各区分において当該集落数の割合が最も大きい世帯数規模区分

また、同調査の結果から集落での問題の発生状況を見ると、住宅の荒廃、耕作放棄地の増大や働き口の減少といった生活基盤や産業基盤に関する問題や、空家の増加、商店・スーパーなどの閉鎖、公共交通の利便性低下など住民生活上の問題のほか、災

害時における相互扶助や伝統的催事の衰退など地域文化に関しても高い割合で問題が発生していることがわかります。(図 12)

人口減少や過疎化によって、単に住民生活が不便になるというだけでなく、近隣住民同士の付き合いや地域活動への参加などが減少し、自治会や町内会、消防団などの地域の自立的な活動にも影響を及ぼしていくことが懸念されます。

図 12 集落での問題の発生状況（全国調査）

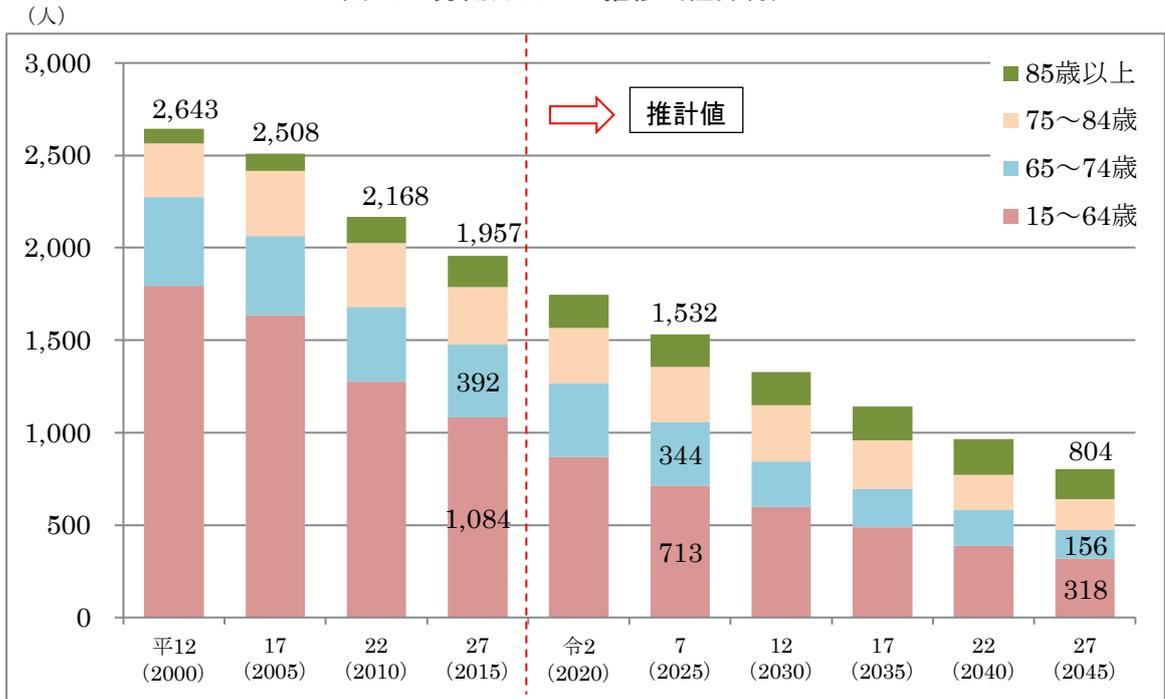


資料) 総務省「過疎地域等の条件不利地域における集落の現況把握調査報告書」(平成 28 (2016) 年 3 月)

(2) 労働力人口の減少

本村の将来の労働力人口(15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせたもの)について、男女・年齢5歳階級別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)が平成27(2015)年から変化しないものとして試算すると、労働力人口は、年々減少し、令和27(2045)年では804人となり、平成27(2015)年との比較で1,153人、58.9%の減少と見込まれます。(図13)

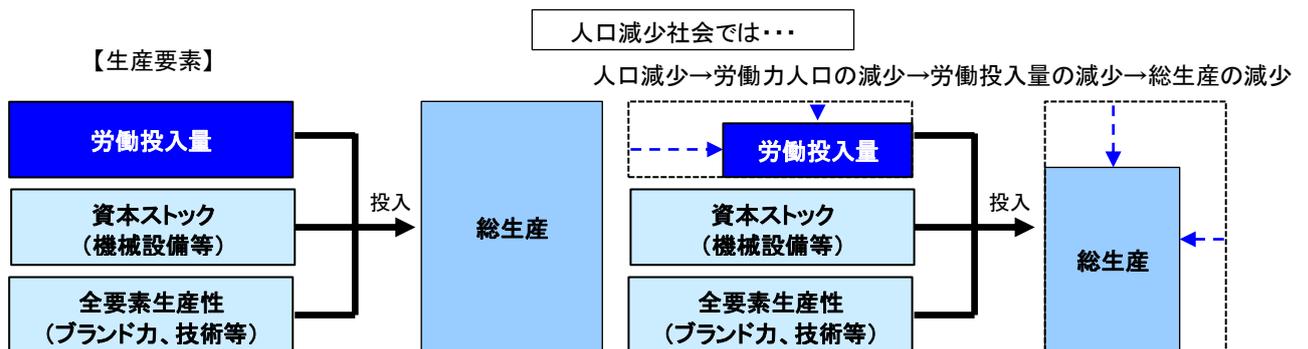
図13 労働力人口の推移(佐井村)



資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」を基に佐井村において推計

また、労働力人口が減少することによって、生産要素の一つである「労働投入量」が減少するため、労働力不足への対策を実施しなければ、総生産も減少することになることから、本村の強みを生かした水産業を主体とした一次産業、観光サービス業などの三次産業の分野の成長産業化など、これら産業の高付加価値化をより一層進めていく必要があります。(図14)

図14 労働力人口の推移(佐井村)



Ⅱ 本村人口の将来展望

1. 今後の基本的視点

(1) 三つの基本的視点

人口減少への対応は、次の二つの方向性が考えられます。一つは、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンが指摘・示唆するように、出生率を向上させることにより人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造そのものを変えていくことにつながるものです。もう一つは、転出者の抑制と転入者の増加による政策誘導を図るものであり、この二つの対応を同時並行的・相乗的に進めていくことが、急激な人口減少の流れに歯止めをかけていく上で重要です。

このような観点から、本村の人口の現状分析を踏まえ、人口減少問題に取り組む基本的視点として、次の3点を掲げます。

① 若い世代を中心とした生産年齢人口の流入、定住の促進

本村の人口構造の特徴である「生産年齢人口」の層の厚みを確保していくためには、本村の持つ漁村並びに観光村としてのポテンシャル（潜在力）に磨きをかけるとともに、リスク（不安要因）を克服し、内外に訴求力を高めるための明確な方向性と戦略を打ち出す必要があります。

② 若い世代の就労・結婚・子育てを支援する生活環境基盤の整備

人口の安定化のためには、次の世代を担う20歳代前半から30歳代前半までの人口層の回復が不可欠です。そのためには、まず、これらの若い世代の希望がかなうような雇用・就労環境を創出し、男女の出会いの場の創出を通じた結婚機会の確保、妊娠・出産・子育て環境の実現など、若い世代が安心して働き、そして安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

③ 健康長寿・健康寿命の延伸

多くの高齢者が健康で活動的な生活を送ることは全ての世代の願い・希望です。今後、団塊の世代が高齢者に移行する時期を迎えることから、元気な高齢者が健康を保ち、積極的に社会参加できる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

2. 人口の将来展望

(1) 総人口

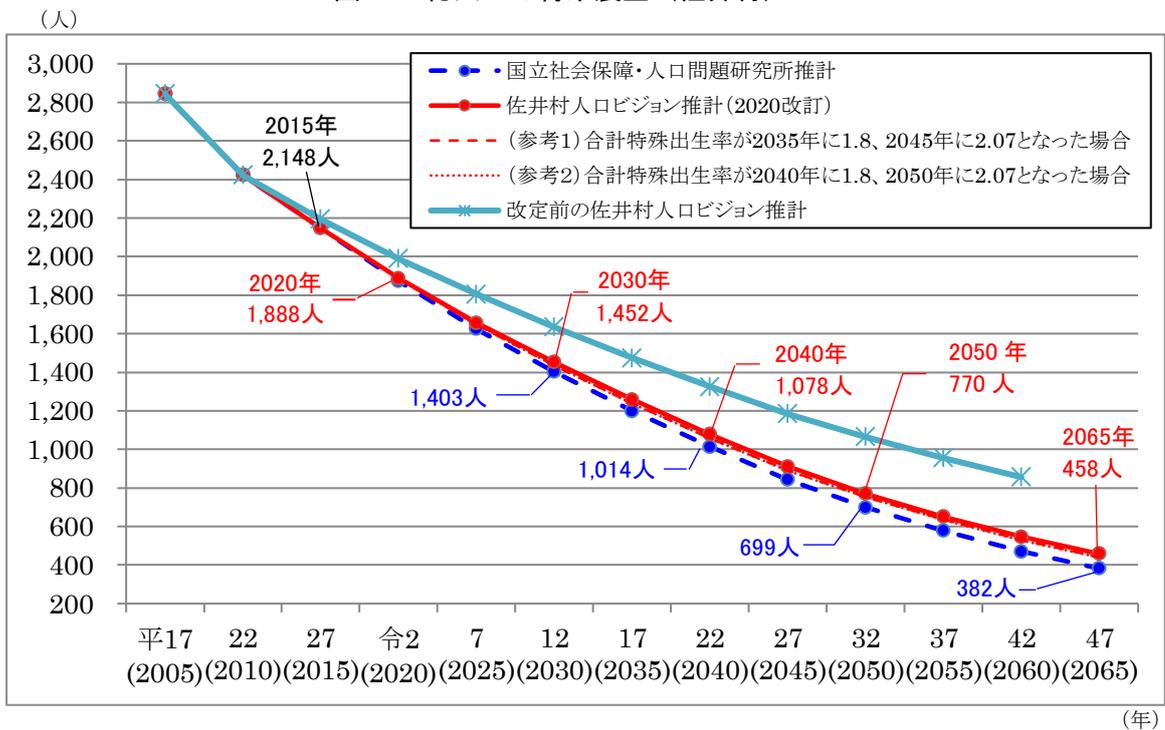
国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、本村の総人口は令和2（2020）年にはすでに2,000人を下回り、明治13（1880）年当時の人口規模まで落ち込むと推計されています。更に、本村の総人口はその後も減少を続け、令和22（2040）年には1,014人まで落ち込み、それ以降も安定しないまま減少を続けることになります。

これに対して、「三つの基本的視点」（P16）に沿って対策を進めることにより、次の仮定を実現すれば、本村の総人口の減少の流れを緩やかに抑えることができます。（図15）

【仮定条件】

- ① 合計特殊出生率を平成27（2015）年の1.40から、令和7（2025）年に1.80、令和12年（2030年）に2.07まで上昇する。
- ② 平均寿命は、令和22（2040）年に全国平均（国の長期ビジョンでの想定値：男性83.27歳、女性89.63歳）並みとなる。
- ③ 社会増減は、令和2（2020）年以降に社会減が縮小し始める。

図15 総人口の将来展望（佐井村）

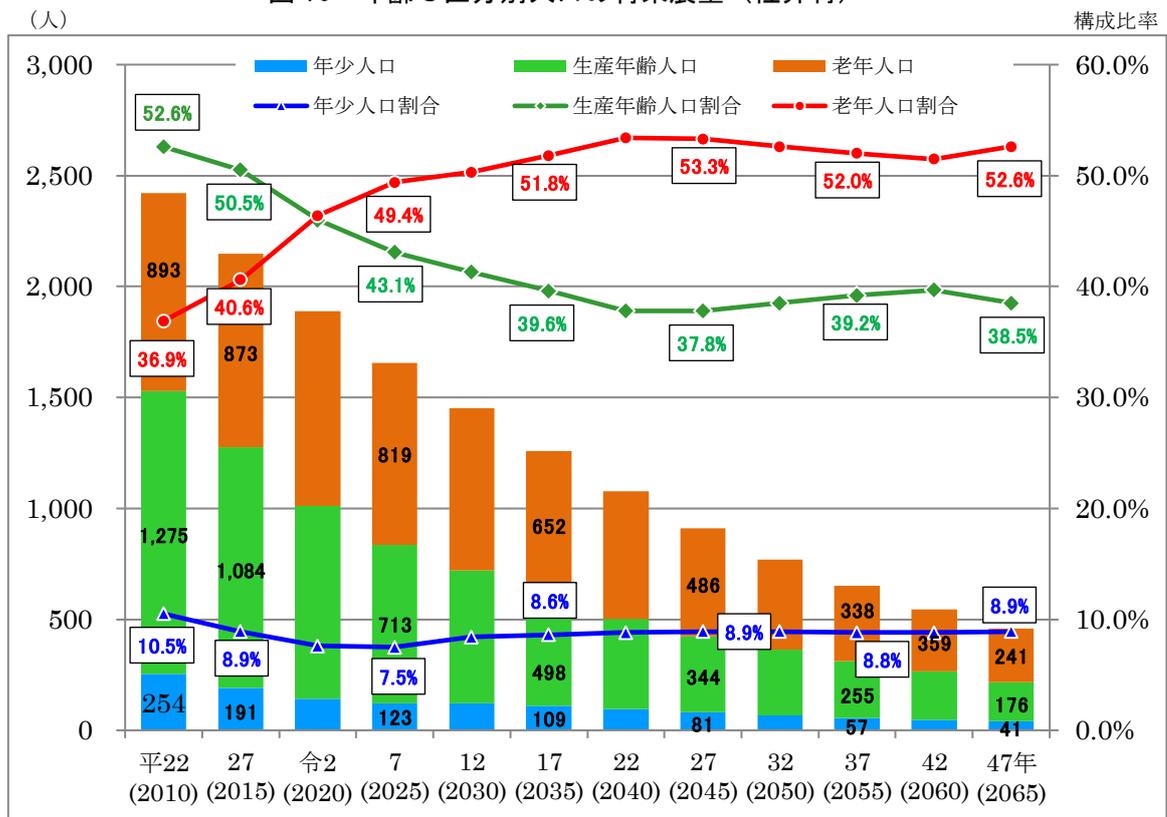


(2) 年齢3区分別人口

総人口の推計結果を年齢3区分別に見た際の主なポイントは、以下のようになります。(図16)

- ① 年少人口（0～14歳）は、合計特殊出生率の上昇と令和2（2020）年からの社会減の縮小によっても、減少傾向には変わりはありません。ただし、構成割合は、当面、生産年齢人口の大幅な減少が続くため、令和12（2030）年以降から上昇します。
- ② 生産年齢人口（15～64歳）も年少人口同様に、当面、減少傾向に歯止めをかけることはできません。ただし、構成割合は、老年人口の減少に伴い令和27（2045）年以降から上昇に転じます。
- ③ 老年人口（65歳以上）は、平均寿命が延びていく一方で、令和2（2020）年時点で、いわゆる「団塊の世代」が70歳代後半に達することなどにより、絶対数のピーク（877人）を迎える一方で、構成割合は、令和22（2040）年の53.5%まで上昇が続いた後、低下してきます。

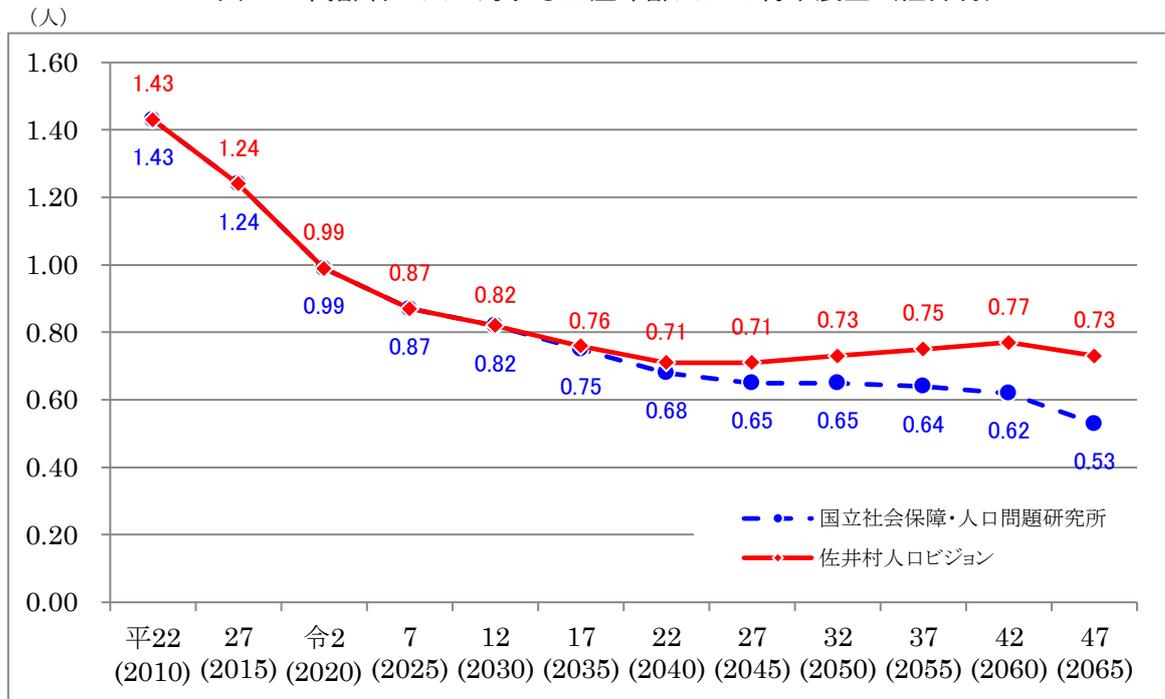
図16 年齢3区分別人口の将来展望（佐井村）



また、高齢者1人当たりの生産年齢人口（現役世代）で見ると、平成22（2010）年は1人の高齢者に対して1.43人の現役世代だったのに対し、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和2（2020）年以降、老年人口が生産年齢人口を逆転することから、1人の高齢者に対して1.00人を下回るという状況が続きます。

これに対して「佐井村人口ビジョン」の推計でも、令和2(2020)年から令和47(2065)年までは、1人の高齢者に対して1.00人を下回る状況が続きますが、令和27(2045)年の0.71人を底に回復基調に転じますが、令和47(2065)年までに1.00人まで上昇するには至りません。(図17)

図17 高齢者1人に対する生産年齢人口の将来展望(佐井村)



資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」

おわりに

人口減少に歯止めをかけるには、出生数を増やすか、家族を持つ可能性がある若者を村に留めさせたり、村外から呼び込むなどの方策が考えられますが、移住・定住策は、どこの自治体も考えられる限り行っており、結果的には自治体間での過度な奪い合いによる競争につながってしまいます。そもそも日本全体の総人口は平成20(2008)年をピークに減少に転じており、国の長期ビジョンでも指摘するように、今後も国内の人口減少が続いて行くという現実を捉えた時、本村をはじめとする農山漁村地域に生きる私たちにとって、人口減少に歯止めをかけることは不可能であります。

今回、第1期佐井村人口ビジョンの改訂を行った結果、本村の令和47(2065)年の人口は、ある仮定値(P17 図15 参照)を基に推計した結果、458人と現在の20%程度と見込まれ、これは、現状の構造的な人口減少局面を如実に受け止めるとき、ある意味、現実的な将来の姿を示したものであり、私たちは、素直にこの数値を受け止めなければなりません。

しかしながら、この数字を決して悲観する必要はなく、成熟社会における人口減少時代を先取りした他地域にはない居住環境としての魅力創出や地域資源を活かした産業の成長化政策などを進めることにより、活力ある地域づくりを創造することが出来る可能性を秘めております。現に人口800人弱の高知県馬路村は、無骨な形で見栄えの悪いユズの加工品販売で成功し、昭和55(1980)年頃にユズの加工品の売上高は3,000万円程度であったものが、平成17(2005)年には売上高が30億円を突破するなどの事例もあります。

第1期佐井村人口ビジョンでも述べたように、人口減少問題は、人が減っていくのが問題なのではなく、人の減によって地域の活力やその地に住む人々の郷土に対する誇りが失われていくのが問題であり、人口減少社会を現実のものとして率直に受入れた上で、その中で次の世代に今を生きる私たちが何を残していけるのか、いくべきなのかということを真剣に議論して、そのための戦略を見出し、地域一丸となって地道に、今後も前向きに取り組んでいくことが必要です。

今回の改訂により、改訂前より人口減少スピードが加速していることが如実に現れる結果となりましたが、本改訂と合わせて新たに策定する「第2期佐井村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組みを着実に進め、“小さくてもキラリと光る村”の実現を目指していきます。

発行

佐井村

佐井村総合戦略課

〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森 20 [Tel:38-2111](tel:38-2111)

<http://www.sai.e-shimokita.jp>

[E-mail:sai_senryaku@vill.sai.lg.jp](mailto:sai_senryaku@vill.sai.lg.jp)